

# 令和4年度地域密着型 サービス事業者等集団指導

令和4年4月22日

第1回介護保険サービス事業者連絡会（居宅部会）

四日市市 健康福祉課 福祉監査室

# 目次

1. 今年度の福祉監査室の職員体制について
2. 令和3年度 実地指導実績について
3. 令和4年度 運営指導方針について
4. その他

# 1. 今年度の福祉監査室の職員体制について

健康福祉課長兼福祉監査室長 矢田 弘美

福祉監査室 主幹 山中 貴達

福祉監査室 主事 加藤 徹也

福祉監査室 主事 久志本 啓一

## 2. 令和3年度 実地指導実績について

- 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、Web会議システムを利用し実施
- 実地指導実施事業所数：53事業所（令和4年度分前倒し13事業所）
- 指摘事項：237件

### ◆指摘事項内訳

- ①管理者について（令和9年3月31日まで経過措置）：14件  
例：常勤の主任介護支援専門員を置いていない。  
例：常勤の主任介護支援専門員が退職。理由書を介護保険課へ提出。
- ②運営規程等について：44件  
例：運営規程と重要事項で、整合性が合わない。運営規程に記載すべき内容が不十分。  
例：重要事項説明書で説明すべき内容の記載が不十分。
- ③業務継続計画の策定等（令和6年3月31日まで経過措置）：53件  
例：計画の策定、研修、訓練ができていない。  
例：訓練のみできていない。
- ④感染症の予防及びまん延の防止のための措置（令和6年3月31日まで経過措置）：49件  
例：マニュアルを指針としているが、内容が不十分。  
例：訓練のみできていない。

## 2. 令和3年度 実地指導実績について

- 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、Web会議システムを利用し実施
- 実地指導実施事業所数：53事業所（令和4年度分前倒し13事業所）
- 指摘事項：237件

### ◆指摘事項内訳

⑤虐待の防止（令和6年3月31日まで経過措置）：46件

- 例：指針の内容が不十分。
- 例：委員会を開いていない。
- 例：指針を作成していない。

⑥勤務体制の確保（ハラスメント防止に関する指針等）：14件

- 例：会社としてのセクハラ、パワハラに関する指針や規程がない。
- 例：研修を行っていない。職員に周知していない。

⑦秘密保持等について：11件

- 例：情報が出る可能性がある家族全員から署名をもらっていない。
- 例：利用者の代筆欄と家族の代表欄が同じ

◎「利用料等の受領について（交通費の詳細な記載）」「事故発生時の対応について（保険者への報告事項）」「記録の整備について（記録の保管の起算点）」

ほぼ、改善されていきました。ご対応ありがとうございます。

# 2. 令和3年度 実地指導実績について

③業務継続計画の策定等（令和6年3月31日まで経過措置）：53件


ガイドライン、ひな形は  
こちらからダウンロード  
をしてください。

ひな形は、『新型コロナウイルス感染症』『自然災害』の2つがありますが、基準上は感染症のBCPが必要となります。自然災害はそのままお使いください。感染症については、『新型コロナウイルス感染症』を作成し、随時追加をしていただき、感染症のBCPの充実を図ってください。

介護施設・事業所における  
業務継続ガイドライン


▶ BCPに関する研修動画はこちら

- ▶ [PDF](#) [新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン](#) [PDF形式：6.0MB]
- ▶ [X](#) [（別添）新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン（様式ツール集）](#) [XLSX形式：42KB]
- ▶ [W](#) [（入所）新型コロナウイルス感染症BCPひな形](#) [DOC形式：104KB]
- ▶ [W](#) [（通所）新型コロナウイルス感染症BCPひな形](#) [DOC形式：108KB]
- ▶ [W](#) [（訪問）新型コロナウイルス感染症BCPひな形](#) [DOC形式：100KB]
- ▶ [PDF](#) [自然災害発生時の業務継続ガイドライン](#) [PDF形式：8.7MB]
- ▶ [W](#) [自然災害BCPひな形](#) [DOC形式：280KB]
- ▶ [研修動画](#)



▶ 通いの場等に関する事項

- ▶ [「地域がいいき 集まろう！通いの場」特設Webサイト](#)
- ▶ [「介護発！地域づくり動画」](#)
- ▶ [通いの場などの取組を実施するための留意事項](#)
- ▶ [外出自粛時の認知症カフェ継続に向けた手引（認知症カフェ運営者向け）](#)
- ▶ [外出自粛時の認知症カフェ継続に向けた手引（認知症カフェ参加者（本人・家族）向け）](#)



▶ 介護現場における感染対策の手引きなど

- ▶ [PDF](#) [介護現場における感染対策の手引き](#) [PDF形式：13.0MB]
- ▶ [PDF](#) [介護職員のための感染対策マニュアル（施設系）](#) [PDF形式：4.2MB]
- ▶ [PDF](#) [介護職員のための感染対策マニュアル（通所系）](#) [PDF形式：4.7MB]
- ▶ [PDF](#) [介護職員のための感染対策マニュアル（訪問系）](#) [PDF形式：3.5MB]
- ▶ [PDF](#) [感染対策普及リーフレット](#) [PDF形式：2.6MB]

# 2. 令和3年度 実地指導実績について

③業務継続計画の策定等（令和6年3月31日まで経過措置）：53件

研修動画にて作成のポイントを説明しています。

## 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）の作成を支援するために、研修動画を掲載しましたので是非ご覧ください。

ガイドライン・ひな形のダウンロードはこちら

### 研修動画の構成

総論	新型コロナウイルス感染症編	自然災害編
1：BCPとは	2：共通事項 3：入所系 4：通所系 5：訪問系	6：共通事項（概要編） 7：共通事項 8：通所サービス固有事項 9：訪問サービス固有事項 10：居宅介護支援サービス固有事項

※項目をクリックするとページ内の動画に移動します。

<介護サービス類型毎の対象項目>

- ・入所系サービス：1, 2, 3, (6), 7
- ・通所系サービス：1, 2, 4, (6), 7, 8
- ・訪問系サービス：1, 2, 5, (6), 7, 9
- ・居宅介護支援サービス：1, 2, 5, (6), 7, 10

※「6：共通事項（概要編）」は、「7：共通事項」の内容を、簡潔にまとめたものです。

再生リスト

### 介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等については、こちらからダウンロードしてください。

- <新型コロナウイルス感染症編>
- ・[新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン](#)
- ・[様式ツール集](#)
- ・[ひな形（入所系）](#) ・[ひな形（通所系）](#) ・[ひな形（訪問系）](#)
- <自然災害編>
- ・[自然災害発生時の業務継続ガイドライン](#)
- ・[ひな形](#)

### 総論

#### 1：BCPとは



### 関連リンク

- ・[情報配信サービスメールアドレス登録](#)
- ・[子どものページ](#)

携帯ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

## 2. 令和3年度 実地指導実績について

③業務継続計画の策定等（令和6年3月31日まで経過措置）：53件

Q.訓練ってどうやってすればいいの？

A.やり方は千差万別。事業規模や、人員に幅があるため、一律にこれをすれば良いと言えない。  
あくまでも一例として...

例①：机上で確認、実地で実演。

業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担を確認、自然災害や感染症が実際に発生した場合に実践するケア等の演習を行う。

例②：他事業所と合同実施

自事業所において、災害、感染症が発生し、事業継続ができない状況になった場合を想定し、他事業所に利用者の受入の一時協力をお願いする連絡訓練を行う。

例③：他サービス事業所と合同実施

居宅サービス事業所において、感染症が発生したと想定。連絡体制や利用者の処遇等について確認を行う。

例④：同一施設と合同実施

複数の事業所がある場合は、例③を自法人で行うことができる。もちろん、他事業所と連携して行うことも差し支えない。

◎感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。



## 2. 令和3年度 実地指導実績について

④感染症の予防及びまん延の防止のための措置（令和6年3月31日まで経過措置）：49件

Q.事業所に1人しかいない場合、委員会って開く必要があるの？

A.感染症の予防及びまん延の防止のための委員会は、1人の場合は指針を作成することで差し支えない。

【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）】

### 第2 3 運営に関する基準

#### (16) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

##### イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

感染対策委員会は、居宅介護支援事業所の従業者が1名である場合は、口の指針を整備することで、委員会を開催しないことも差し支えない。この場合にあっては、指針の整備について、外部の感染管理等の専門家等と積極的に連携することが望ましい。

##### ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。

平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。

## 2. 令和3年度 実地指導実績について

⑤虐待の防止（令和6年3月31日まで経過措置）：46件

Q. 委員会って何を話し合うの？指針は何を盛り込むの？

A. どちらも解釈通知に記載があります。

### **委員会において検討する事項**

- イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）】

第3 3 (22) 虐待の防止 ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会

## 2. 令和3年度 実地指導実績について

⑤虐待の防止（令和6年3月31日まで経過措置）：46件

Q. 委員会って何を話し合うの？指針は何を盛り込むの？

A. どちらも解釈通知に記載があります。

### **指針に盛り込むべき事項**

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

### **へ 成年後見制度の利用支援に関する事項**

### **ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項**

### **チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項**

- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）】

第3 3 (22) 虐待の防止 ② 虐待の防止のための指針

### 3. 令和4年度 運営指導方針について

- 実地指導から運営指導に名称が変更
- 変更点Ⅰ：効率的な実施の観点から①～③を分割して実施することもできる
  - ①介護サービスの実施状況指導
    - ◆個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導
  - ②最低基準等運営体制指導
    - ◆基準等に規定する運営体制に関する指導（③に関するものを除く。）
  - ③報酬請求指導
    - ◆加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導
- 変更点Ⅱ：上記②③は、オンラインの活用ができることを明文化

介護保険最新情報Vol.1061「介護保険施設等の指導監督について（通知）の送付について」

令和4年3月31日厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

### 3. 令和4年度 運営指導方針について

- 原則として、現地において運営指導を行う。「四日市市地域密着型サービス事業者等の運営指導実施における取扱いについて～新型コロナウイルス感染症版～」に基づき、WEBにおける指導に変更する可能性もある。  
事業者の事由により延期する場合は、福祉監査室へ相談すること。
  
- 国からの通知において、現地とWEBの併用も推奨されているため、試験的に導入を検討する。協力をいただける事業所については、日程調整にて希望を聴取する。
  - ◆WEB：事前提出資料のヒヤリング（運営基準、加算関係）
  - ◆現地：居宅サービス計画書等の確認、重要事項説明書等の署名確認、ヒヤリング
  - ◆講評：後日送付

- ◆対象事業所へは、別途日程調整及び実施通知を送付します。6月から順次実施予定です。
- ◆対象事業所は、原則として平成31年4月から令和2年3月31日までに実地指導を受けた事業所、継続的な指導が必要な事業所、及び新規指定事業所とします。  
令和2年4月1日から令和3年3月31日までに実地指導を行った一部の事業所においても、行う場合があります。

## 4. その他

- 集団指導について
  - ◆ 1回以上行うことを明文化
  - ◆ オンラインの活用ができることを明文化
  
- 集団指導動画を作成
  - ◆ 初回は、運営基準減算について
  - ◆ 期限を決め、アンケート調査の提出をもって出席
  - ◆ 2回目以降は、アンケート調査を元に実施予定

作成案

令和4年度

地域密着型サービス事業者等  
集団指導

～運営基準減算について（居宅介護支援編）～

四日市市福祉監査室

# 集団指導内容

作成案

## ●○運営基準減算とは…

◇居宅介護支援の業務が適切に行われない場合

□（１）指定居宅介護支援の提供の開始に際し、下記について、文書交付、説明、署名を行わない

①複数紹介②選定理由③前6月間の割合

□（２）居宅サービス計画の新規作成及びその変更の際し、以下を行わない

①アセスメント ②サービス担当者会議 ③居宅サービス計画を交付

□（３）以下の場合に、サービス担当者会議を行っていない

①居宅サービス計画作成 ②要介護認定更新 ③要介護状態区分変更

□（４）モニタリングに当たって、以下の事を行っていない

①1月に1回、訪問、面接 ②記録



## 作成案

〔基準省令第4条第2項関係〕

〔老企第36号 第3の6〕

# 居宅介護支援の業務が適切に行われない場合

(1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、次の3点について理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければならない。

## 作成案

〔基準省令第4条第2項関係〕

〔老企第36号 第3の6〕

(1) 文書の交付 口頭での説明 署名

利用者は①②を求めることができる

- ①複数の指定居宅サービス事業者等の紹介
- ②居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の  
選定理由の説明

【平成30年4月施行】

※注意：「事業者が複数のサービスを紹介します」だけでは不十分

※注意：暫定プランの特例の内容にだけ記載、通常の流れにも必要

# 作成案

〔基準省令第4条第2項関係〕

(1) 文書の交付 口頭での説明 署名

〔老企第36号 第3の6〕

③前6月間に指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合

【令和3年4月施行】

記載例：介護保険最新情報Vol.9 5 2（令和3年3月26日）

「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol.3）（令和3年3月26日）」問1 1 1

# 作成案

〔基準省令第4条第2項関係〕

## (1) 文書の交付 口頭での説明 署名

〔老企第36号 第3の6〕

<例>

※重要事項説明書

第●条 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

※別紙

別紙

① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 ●%  
通所介護 ●%  
地域密着型通所介護 ●%  
福祉用具貸与 ●%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	〇〇事業所 ●%	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%
通所介護	△△事業所 ●%	××事業所 ●%	〇〇事業所 ●%
地域密着型通所介護	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%	××事業所 ●%
福祉用具貸与	××事業所 ●%	〇〇事業所 ●%	□□事業所 ●%

- ① 前期 (3月1日～8月末日)
- ② 後期 (9月1日～2月末日)

※令和3年4月1日以前に契約した利用者は、令和3年4月1日以降にケアプランの見直しを行った時

※令和3年4月1日以降に契約した利用者は、全て署名をもらう

※wordファイル作成したので、必要な事業所は福祉監査室へ

ご清聴ありがとうございました